

広島県告示第九百九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年六月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

下向八千百六十四地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市安佐南区	伴東五丁目			乙八二〇番	標柱一号
				七九番四	標柱二号及び三号
				八一番一	標柱四号及び五号
				八一七〇番二	標柱六号及び七号
				八一六四番一	標柱八号